地方公務員共済組合連合会
Pension Fund Association for Local Government Officials

[2025.5]
No.244
MAY

PAL
連合会だより「パル」

PALひろば
“共済”南北
今回は 福島
浄土平の星空
(福島県福島市)

今号の
主要項目

- 令和7年度事業計画及び予算の概要
- 積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)及び
  地方公務員共済組合の基本ポートフォリオの見直しについて
- 「アセットオーナー・プリンシプル」受入れ以降の運用力強化に向けた取組状況について
- スチュワードシップ活動の報告について
- 年金払い退職給付制度に係る年金財政状況(令和5年度末)について
- 地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について
- 令和7年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令等の施行について

CONTENTS

主要項目 1
令和7年度事業計画及び予算の概要
[総務部総務課] P.03

主要項目 2
積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）及び地方公務員共済組合の基本ポートフォリオの見直しについて
[資金運用部企画管理課] P.09

主要項目 3
「アセットオーナー・プリンシプル」受入れ以降の運用力強化に向けた取組状況について
[資金運用部企画管理課] P.13

主要項目 4
スチュワードシップ活動の報告について
[資金運用部企画管理課] P.14

主要項目 5
年金払い退職給付制度に係る年金財政状況（令和5年度末）について
[年金業務部　数理課] P.21

主要項目 6
地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について P.22

主要項目 7
令和7年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について P.24

主要項目 8
地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令等の施行について P.26

年金制度等の日誌　年金制度等に関連した法律等の改正状況／公的年金制度に関連した会議等の開催状況 P.29

業務等の状況　会議開催状況／会議開催予定 P.30

組織改編 P.30

人事異動 P.31

宿泊施設の紹介
飯坂保養所あづま荘　[公立学校共済組合福島支部] P.34

PALひろば“共済”南北 202
福島のおすすめ観光スポット　[公立学校共済組合福島支部] P.35

主要項目
1

令和7年度事業計画及び予算の概要

[総務部総務課]

はじめに

地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、すべての地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るための事業を行うことを目的としています。

連合会は、退職等年金給付に係る付与率等の算定、実施機関積立金、退職等年金給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付組合積立金の運用状況の管理、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用、厚生年金拠出金・交付金の納付及び交付、各実施機関との情報交換及び連絡調整、国家公務員共済組合連合会との財政調整、基礎年金拠出金・交付金の納付及び交付、各組合から預託された業務上の余裕金の運用、年金事務機械処理標準システム、情報共有化システム、地方公務員共済組合番号システム及び年金払い退職給付システム等年金業務に関連するシステムの開発・管理、基礎年金支払代行に係る業務、厚生年金拠出金等に要する資金、退職等年金給付に要する資金及び地方の組合の経過的長期給付に要する資金の交付、年金から特別徴収した保険料等の市区町村に対する納入、などの事業を行ってきたところであり、引き続きこれらの事業を適切に推進します。

令和6年12月末現在の連合会の積立金は、厚生年金保険給付調整積立金で 14 兆 1,033 億円、退職等年金給付調整積立金で 1,472 億円、経過的長期給付調整積立金で 14 兆 459 億円の規模となっています。積立金の運用については、将来の年金財政に大きな影響を及ぼすものであり、経済状況の分析、分散投資及びリスク分析などにより、運用とリスク管理の両面から安全かつ効率的な資金運用を図るものとします。

特に、公的年金のアセットオーナーとしての受託者責任と市場等の発展について求められる役割を果たすため、令和6年9月に「運用力強化の取組方針」を策定したところであり、この方針に基づき、運用力の強化、地共済全体の協力・連携の推進及び組織・人員体制の充実に取り組みます。

総括

1. 連合会を組織する組合の数及び組合員の数

(1) 組合の数　64組合

(2) 組合員の数　2, 996千人

地方職員共済組合	335,590 人
公立学校共済組合	958,426 人
警察共済組合	316,008 人
東京都職員共済組合	133,566 人
すべての指定都市職員共済組合及びすべての市町村職員共済組合	1,252,000 人
合　計	2,995,590 人

2. 連合会の役員及び職員の数

(1) 役員　理事長1人、理事8人、監事3人　計12人

(2) 職員　92 人

厚生年金保険給付調整経理

収支の予定

1.　収　入　　543,015,467 千円
(1,465,116,892 千円)

ア　国家公務員共済組合法第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金 250,969,033 千円を見込むものとする。

イ　地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第 38 条の 8 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 37,861,619 千円を見込むものとする。

ウ　資金の運用による信託の運用益 254,184,815 千円を見込むものとする。

2.　支　出　　259,968,733 千円
(172,752,812 千円)

ア　厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき、当連合会が年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金のうち当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金 240,080,808 千円を見込むものとする。

イ　法第 38 条の 8 第 3 項の規定に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金が不足すると認められる組合に対し交付する、組合交付金 17,120,000 千円を見込むものとする。

ウ　地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 2,767,925 千円を見込むものとする。

3.　収支損益

収入総額	543,015,467 千円
支出総額	259,968,733 千円
当期利益金	283,046,734 千円

当期利益金は、期首厚生年金保険給付調整積立金見込額 14,412,027,304 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す厚生年金保険給付調整積立金は、14,695,074,038 千円となる見込みである。

退職等年金給付調整経理

収支の予定

1.　収　入　　70,392,894 千円
(42,228,295 千円)

ア　国家公務員共済組合法第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金 54,328,529 千円を見込むものとする。

イ　法第 38 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 14,383,896 千円を見込むものとする。

ウ　資金の運用による信託の運用益 1,680,469 千円を見込むものとする。

2.　支　出　　596,571 千円
(437,240 千円)

施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 596,571 千円を見込むものとする。

3.　収支損益

収入総額	70,392,894 千円
支出総額	596,571 千円
当期利益金	69,796,323 千円

当期利益金は、期首退職等年金給付調整積立金見込額 159,101,541 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す退職等年金給付調整積立金は 228,897,864 千円となる見込みである。

経過的長期給付調整経理

収支の予定

1.　収　入　　250,358,133 千円
(1,092,852,525 千円)

ア　資金の運用による利息及び配当金 280,639 千円を見込むものとする。

イ　資金の運用による信託の運用益 250,077,494 千円を見込むものとする。

2.　支　出　　235,961,894 千円
(223,140,693 千円)

ア　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 76 条の規定に基づく国家公務員共済組合連合会への拠出金 172,498,300 千円を見込むものとする。

(注)(　　)書きの数値は、令和6年度推計額である。

主要項目 1

イ　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 75 条の 3 において準用する法第 38 条の 8 の 2 第 3 項の規定に基づき、地方の組合の経過的長期給付に要する資金が不足していると認められる組合に対し交付する、組合交付金 63,188,000 千円を見込むものとする。

ウ　施行規則附則第 4 条の 2 第 3 項において準用する施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 275,594 千円を見込むものとする。

3.　収支損益

収入総額	**250,358,133 千円**
支出総額	**235,961,894 千円**
当期利益金	**14,396,239 千円**

当期利益金は、期首経過的長期給付調整積立金見込額 14,165,925,783 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す経過的長期給付調整積立金は、14,180,322,022 千円となる見込みである。

厚生年金拠出金経理

収支の予定

1.　収　入　**6,609,017,330 千円**
(6,798,061,816 千円)

厚生年金保険法第 84 条の 5 及び第 84 条の 7 の規定に基づき各組合及び当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金並びに同法第 84 条の 3 の規定に基づき年金特別会計から交付される厚生年金交付金を見込むものとする。

ア	厚生年金拠出金負担金	3,112,008,212 千円
イ	厚生年金交付金	3,497,009,118 千円

2.　支　出　**6,609,017,330 千円**
(6,798,061,816 千円)

厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき年金特別会計へ納付する厚生年金拠出金及び同法第 84 条の 4 の規定に基づき各組合へ交付する厚生年金交付金支払金を見込むものとする。

ア	厚生年金拠出金	3,112,008,212 千円
イ	厚生年金交付金支払金	3,497,009,118 千円

3.　収支損益

収入総額	**6,609,017,330 千円**
支出総額	**6,609,017,330 千円**

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

基礎年金拠出金経理

収支の予定

1.　収　入　**1,640,123,884 千円**
(1,377,265,709 千円)

国民年金法第 94 条の 4 の規定に基づき各組合が負担する基礎年金拠出金負担金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 35 条第 2 項の規定に基づき年金特別会計から交付される基礎年金交付金を次のとおり見込むものとする。

ア	基礎年金拠出金負担金	1,617,954,566 千円
イ	基礎年金交付金	22,169,318 千円

2.　支　出　**1,640,123,884 千円**
(1,377,265,709 千円)

国民年金法第 94 条の 2 第 2 項の規定に基づき年金特別会計へ納付する基礎年金拠出金及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 60 条に規定される施行規則第 11 条の 15 第 1 項の規定に基づき各組合へ交付する基礎年金交付金支払金を次のとおり見込むものとする。

ア	基礎年金拠出金	1,617,954,566 千円
イ	基礎年金交付金支払金	22,169,318 千円

3.　収支損益

収入総額	**1,640,123,884 千円**
支出総額	**1,640,123,884 千円**

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

厚生年金保険預託経理

収支の予定

1.　収　入　**2,098,007 千円**
(5,870,391 千円)

地方公務員等共済組合法施行規程（以下「施行規程」という。）第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる厚生年金保険給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益　2,098,007 千円

(注)(　　)書きの数値は、令和6年度推計額である。

2.　支　出　　**2,098,007 千円**
(5,870,391 千円)

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息	2,098,007 千円

3.　収支損益

収入総額	**2,098,007 千円**
支出総額	**2,098,007 千円**

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

退職等年金預託経理

施行規程第 12 条の 3 の規定に基づく組合から連合会への退職等年金給付組合積立金等資金の預託については、見込まれないことから、予算を計上しない。

経過的長期預託経理

収支の予定

1.　収　入　　**2,175,688 千円**
(5,943,660 千円)

施行規程附則第 1 条の 3 において準用する施行規程第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる経過的長期給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益	2,175,688 千円

2.　支　出　　**2,175,688 千円**
(5,943,660 千円)

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息	2,175,688 千円

3.　収支損益

収入総額	**2,175,688 千円**
支出総額	**2,175,688 千円**

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

(注) (　　) 書きの数値は、令和6年度推計額である。

介護保険経理

収支の予定

1.　収　入　　**2,542,538 千円**
(3,013,177 千円)

介護保険法第 137 条第 1 項の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 1 項の規定に基づき徴収するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料納入金	2,542,538 千円

2.　支　出　　**2,542,538 千円**
(3,013,177 千円)

介護保険法第 137 条第 2 項の規定に基づき市区町村へ納入する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 2 項の規定に基づき納入するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料	2,542,538 千円

3.　収支損益

収入総額	**2,542,538 千円**
支出総額	**2,542,538 千円**

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

国民健康保険経理

収支の予定

1.　収　入　　**38,014 千円**
(40,433 千円)

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法第 718 条の 4（同法第 718 条の 7 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税）納入金	38,014 千円

2.　支　出　　**38,014 千円**
(40,433 千円)

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法施行令第 56 条の 89 の 11 の規定に基づき市区町村へ納入する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税）	38,014 千円

3.　収支損益

収入総額	38,014 千円
支出総額	38,014 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

後期高齢者医療経理

収支の予定

1.　収　入　　3,358,043 千円
(3,520,378 千円)

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料納入金　3,358,043 千円

2.　支　出　　3,358,043 千円
(3,520,378 千円)

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき市区町村へ納入する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料　3,358,043 千円

3.　収支損益

収入総額	3,358,043 千円
支出総額	3,358,043 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

個人住民税経理

収支の予定

1.　収　入　　955,834 千円
(1,074,707 千円)

地方税法第 321 条の 7 の 6（同法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税納入金　955,834 千円

2.　支　出　　955,834 千円
(1,074,707 千円)

地方税法施行令第 48 条の 9 の 18 の規定に基づき市区町村へ納入する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税　955,834 千円

3.　収支損益

収入総額	955,834 千円
支出総額	955,834 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

業務経理

収支の予定

1.　収　入　　8,133,475 千円
(6,033,860 千円)

連合会の業務に要する経費に充てるため、組合分担金及び厚生年金保険給付調整経理より繰入金等を次のとおり見込むものとする。

(1) 組合分担金　4,493,385 千円（3,315,872 千円）
　組合員1人当たり　1,500 円　(1,120 円)

(2) 厚生年金保険給付調整経理より繰入金
　2,767,925 千円（2,074,224 千円）

(3) 退職等年金給付調整経理より繰入金
　596,571 千円　(437,240 千円)

(4) 経過的長期給付調整経理より繰入金
　275,594 千円　(206,524 千円)

2.　支　出　　9,137,871 千円
(6,427,581 千円)

本年度の主な事業内容及びこれらに要する経費を次のとおり見込むものとする。

(1) 管理運営関係

ア　会議関係
　(ア) 役員会　3 回（3 回）
　(イ) 運営審議会　3 回（3 回）

イ　役員報酬・職員給与
　933,081 千円（757,855 千円）

(注)(　　)書きの数値は、令和6年度推計額である。

(2) 委託業務関係

ア　年金事務機械処理等

（ア）組合員等現況調査システム維持管理
181,067 千円　(216,402 千円)

（イ）基礎年金支払代行システム維持管理
86,656 千円　(61,732 千円)

イ　標準システム等の開発・管理

（ア）標準システム維持管理
1,620,971 千円　(1,179,494 千円)

（イ）住民基本台帳ネットワーク利用システム追加開発
19,666 千円　(─)

（ウ）情報共有化システムの追加開発及び運営費等
2,086,677 千円　(697,156 千円)

ウ　事務局内LAN・セキュリティシステム維持管理
231,085 千円　(466,678 千円)

エ　各種情報交換及び特別徴収事務
396,114 千円　(391,886 千円)

オ　社会保障・税番号制度システム維持管理
1,520,682 千円　(1,400,498 千円)

カ　年金払い退職給付関連システム維持管理
218,145 千円　(115,696 千円)

キ　システム開発等進捗管理等
646,794 千円　(309,955 千円)

ク　長期給付の申請・届出に係るデジタル化対応
44,000 千円　(─)

(3) 調査研究事業関係

ア　研修事業
5,359 千円　(2,659 千円)

イ　資金運用全国説明会
974 千円　(540 千円)

ウ　調査研究事業

（ア）経済・金融情勢に係る情報収集等
55,813 千円　(50,211 千円)

（イ）リスク管理
69,168 千円　(72,534 千円)

（ウ）資金運用の課題に関する調査研究等
126,190 千円　(12,118 千円)

（エ）資金運用関係業務効率化・システム改善に係る委託調査
40,700 千円　(─)

（オ）オルタナティブ資産管理
55,000 千円　(─)

(4) 普及事業関係

ア　広報誌の発行等　12,196 千円　(9,199 千円)

イ　現況届パンフレット等の作成
2,200 千円　(881 千円)

ウ　ホームページの管理　4,671 千円　(4,527 千円)

3. 収支損益

（単位：千円）

科　目	令和7年度（6年度推計）	
経常収益		
組合分担金	4,493,385	(3,315,872)
繰入金		
厚生年金保険給付調整経理より繰入	2,767,925	(2,074,224)
退職等年金給付調整経理より繰入	596,571	(437,240)
経過的長期給付調整経理より繰入	275,594	(206,524)
計	8,133,475	(6,033,860)
当期損失金		
当期損失金	1,004,396	(393,790)
合　計	9,137,871	(6,427,650)
経常費用		
役員報酬・職員給与	933,081	(757,855)
旅費・事務費	46,413	(28,400)
委託費	7,174,469	(4,913,880)
賃借料	380,537	(368,724)
調査研究費	373,262	(164,059)
普及費	23,837	(19,253)
負担金	152,447	(140,735)
その他	53,825	(34,744)
合　計	9,137,871	(6,427,650)

（注）（　）書きの数値は、令和6年度推計額である。

主要項目
2

積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）及び地方公務員共済組合の基本ポートフォリオの見直しについて

［ 資金運用部企画管理課 ］

ご紹介

地方公務員共済組合連合会をはじめとする管理運用主体が、その資産の運用にあたって参酌すべきとされる積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）は、管理運用主体の財政の現況及び見通しが作成されたとき等に必要に応じ変更しなければならないこととされています。

今般、令和6年財政の現況及び見通しを踏まえ、モデルポートフォリオの変更を行い公表（※1）しましたので、その内容を掲載します。また、モデルポートフォリオの見直しを踏まえ、地共済全体の基本ポートフォリオの見直しを行い公表（※2）しましたので、その内容も併せて掲載します。

※1：https://www.chikyoren.or.jp/sikin/modelportfolio_250331.pdf
※2：https://www.chikyoren.or.jp/sikin/pal_portfolio_250331.pdf

積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）について

被用者年金制度については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）により、平成27年10月より一元化されました。その資金運用については、管理運用主体（年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団）が基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）を、主務大臣が共同で定めた積立金基本指針（平成26年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号。以下「基本指針」という。）に適合するように、共同して作成し、公表することとされています。

また、管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないこととされております。

今般、令和6年財政の現況及び見通しを踏まえ、モデルポートフォリオの変更を行い公表しましたので、その内容を掲載します。（モデルポートフォリオの変更は、令和7年4月1日より適用。）

資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
モデルポートフォリオ	25%	25%	25%	25%
中心値範囲	上記±6%	上記±6%	上記±5%	上記±6%

（備考）
1 この表において「中心値範囲」とは、管理運用主体（厚生年金保険法第７９条の４第２項第３号に規定する管理運用主体をいう。）が管理積立金（同法第７９条の６第１項に規定する管理積立金をいう。）の運用において厚生年金保険事業の共通財源としての一体性を確保する観点から定められた、基本ポートフォリオにおける各資産の中心値が含まれるべき範囲をいう。
2 この表に掲げる資産（以下「伝統的４資産」という。）以外の資産は、リスク・リターン特性に応じて、伝統的４資産のいずれかに区分して管理するものとする。ただし、短期資産は、伝統的４資産とは別に区分して管理することができる。
3 基本ポートフォリオにおいて短期資産の割合を定めるときは、この表の数値は、国内債券の数値から短期資産の割合を控除した数値に読み替えることができるものとする。
4 策定に用いた伝統的４資産のベンチマークは、国内債券は NOMURA-BPI 総合、国内株式は TOPIX（配当込み）、外国債券は FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）、外国株式は MSCI　ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、配当課税要因考慮前）である。

地方公務員共済組合の基本ポートフォリオの見直しについて

1　基本ポートフォリオの見直しについて

管理運用主体は、基本指針に適合するように、かつ、モデルポートフォリオに即して、管理運用の方針を定めなければならない（厚生年金保険法第79条の6第1項）とされ、管理運用の方針の中で基本ポートフォリオを規定しています。

このため、今般のモデルポートフォリオの見直しを踏まえ、地共済全体の基本ポートフォリオの見直しを行いました。

2　基本ポートフォリオの見直しの考え方

年金財政上必要となる実質的な運用利回りを達成し、かつリスクが最も小さくなる資産構成割合を推計した結果、基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオの資産構成割合と同様である各資産25%としました。なお、厚生年金保険給付に係る基本ポートフォリオと、経過的長期給付に係る基本ポートフォリオの運用目標が同じであることなどを踏まえ、いずれも同様の資産構成割合としています。

また、許容乖離幅は、年金給付を行う各組合等における短期資産の確保の必要性や運用の自主性及び創意工夫の発揮等を勘案して、一定の幅を設定しています。

3　見直し後の基本ポートフォリオ

①厚生年金保険給付

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
許容乖離幅	± 20%	±9%	±7%	±9%

※短期資産は、国内債券に区分する。

②経過的長期給付

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
許容乖離幅	±9%	±9%	±7%	±9%

※短期資産は、国内債券に区分する。

<参考1>ポートフォリオの属性

実質的な期待リターン	標準偏差	下方確率	条件付き平均不足率
1. 9%	10.2%	42.3%	7. 2%

※下方確率:ポートフォリオのリターンが、名目賃金上昇率を下回る確率
※条件付き平均不足率:ポートフォリオのリターンが名目賃金上昇率を下回るときの平均不足率

<参考2>見直し前のポートフォリオ

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
許容乖離幅	± 20%	± 12%	±9%	± 11%

※厚生年金保険給付、経過的長期給付ともに同様のポートフォリオ

（参考）基本ポートフォリオの見直しの前提条件等

1　前提条件

(1)目標運用利回り:実質的な運用利回り1. 9%

(2)想定リスク:　・名目賃金上昇率からの下振れリスクが全額国内債券運用を超えないこと
　　　　　　　・リターンが名目賃金上昇率を下回る時の平均的な不足率が最も小さいこと

(3)資産区分:　・国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式の4資産区分とし、短期資産は、国内債券に区分する。
　　　　　　　・オルタナティブ資産は、リスク・リターン等の特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券又は外国株式に区分する。

(4)各資産に係る期待リターン、リスク

①期待リターン

基本ポートフォリオ見直しに際しては、厚生年金保険給付に係る令和6年財政検証で示された4つの経済シナリオの全てについて、期待リターンを推計しました。

いずれの経済シナリオの場合でも、運用目標である実質的な運用利回り1.9%を確保できる基本ポートフォリオとなっていることを確認しています。

	各資産の期待リターン（名目値）				ポートフォリオの実質的な期待リターン（括弧内は名目値）
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	
高成長実現ケース	3.3%	7.5%	4.9%	8. 2%	2.0% (6.0%)
成長型経済移行・継続ケース	2.8%	7.0%	4.4%	7.7%	2.0% (5.5%)
過去 30 年投影ケース	0.5%	4.8%	2.2%	5. 4%	1.9% (3.2%)
1人当たりゼロ成長ケース	-0.1%	4.2%	1.6%	4.8%	2. 1% (2.6%)

主要項目2

②リスク

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	賃金上昇率
標準偏差	2.59%	19.20%	9.72%	20.35%	0.92%

③相関係数

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	賃金上昇率
国内債券	1.000	▲0.254	0.072	▲0.123	▲0.105
国内株式	▲0.254	1.000	0.270	0.690	0.523
外国債券	0.072	0.270	1.000	0.558	0.197
外国株式	▲0.123	0.690	0.558	1.000	0.614
賃金上昇率	▲0.105	0.523	0.197	0.614	1.000

2　基本ポートフォリオの属性

推計した期待リターン等を用いて、運用目標である実質的な運用利回り1.9%を満たす最適なポートフォリオを選定し、基本ポートフォリオは、これを丸めて5%刻みの資産構成割合としました。

設定した基本ポートフォリオの属性は下表のとおりとなり、必要な運用利回りを確保でき、リスク制約である下方確率が全額国内債券の場合を超えないものとなりました。

①変更後の基本ポートフォリオ

実質的な期待リターン	標準偏差	下方確率	条件付き平均不足率
1. 9%	10.2%	42.3%	7. 2%

②全額国内債券のポートフォリオとした場合

実質的な期待リターン	標準偏差	下方確率	条件付き平均不足率
▲0.8%	2.6%	60.8%	2.6%

③変更前の基本ポートフォリオ（※令和元年度検討時の推計値）

実質的な期待リターン	標準偏差	下方確率	条件付き平均不足率
1.7%	12.3%	44.4%	9.2%

3　基本ポートフォリオのリスク検証

（1）厚生年金保険給付

基本ポートフォリオの検討にあたり、地共連では、変更後の基本ポートフォリオで運用した場合の積立金の将来推計を行い、厚生年金保険給付に係る令和6年財政検証上の予定積立金（過去30年投影ケース、地共済全体）との比較を行いました。

この結果、変更後の基本ポートフォリオで運用した場合の積立金の平均値は、財政検証上の予定積立金を上回る結果となりました。一方、全額国内債券で運用した場合は、予定積立金を下回る傾向となっています。

【予定積立金を下回るリスク（確率）】

	25年後	50年後
基本ポートフォリオ	51.7%	57.0%
全額国内債券	100.0%	100.0%

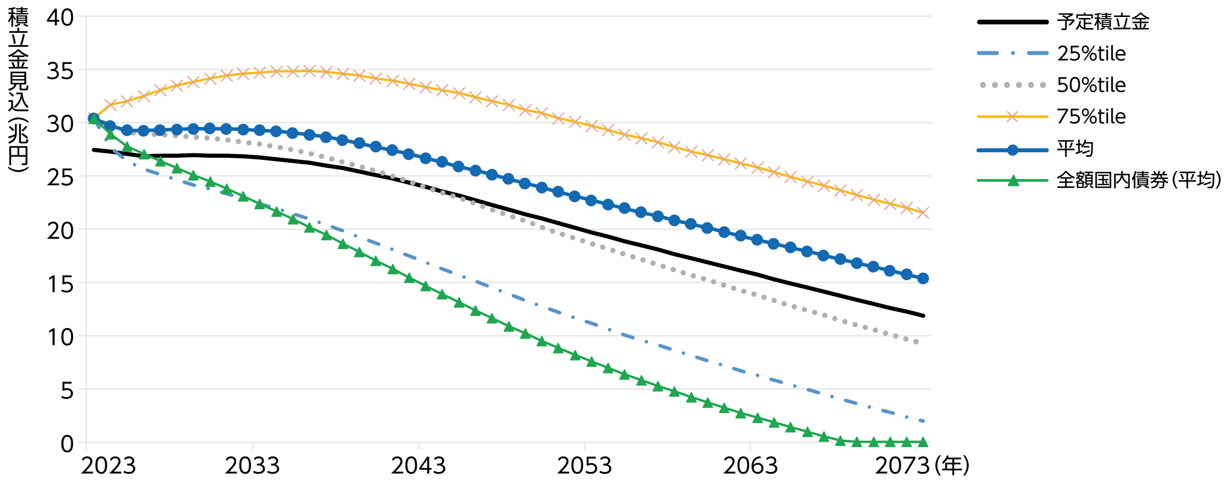

※各数値は、(名目)積立金を運用利回りで割り引いたもの。
※予定積立金については、厚生年金保険給付に係る令和6年財政検証における値を用いているところ、直近10年間(2024年度～2033年度)については、内閣府「中長期の経済前提に関する試算」の値を用いているため、2034年度以降の長期の経済前提に比べて高いリターンが置かれています。

(2)経過的長期給付

基本ポートフォリオの検討にあたり、地共連では、変更後の基本ポートフォリオで運用した場合の積立金の将来推計を行い、令和6年に実施された経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しにおける各年度末の積立金(過去30年投影ケース、地共済全体)を予定積立金とし、これとの比較を行いました。

この結果、変更後の基本ポートフォリオで運用した場合の積立金の平均値は、財政検証上の予定積立金を上回る結果となりました。一方、全額国内債券で運用した場合は、予定積立金を下回る傾向となっています。

【予定積立金を下回るリスク(確率)】

	25年後	50年後
基本ポートフォリオ	49.9%	54.7%
全額国内債券	100.0%	100.0%

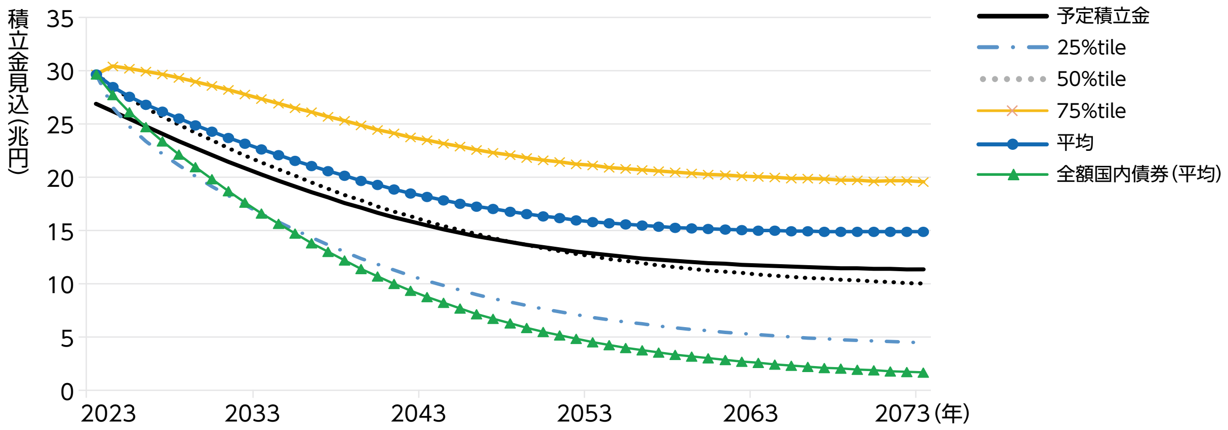

※各数値は、(名目)積立金を運用利回りで割り引いたもの。
※予定積立金については、令和6年に実施された経過的長期給付に係る財政の現況及び見通しにおける値を用いているところ、直近10年間(2024年度～2033年度)については、内閣府「中長期の経済前提に関する試算」の値を用いているため、2034年度以降の長期の経済前提に比べて高いリターンが置かれています。

主要項目 3

「アセットオーナー・プリンシプル」受入れ以降の運用力強化に向けた取組状況について

［ 資金運用部企画管理課 ］

ご紹介

地方公務員共済組合連合会（以下「地共連」という。）は、令和６年９月４日にアセットオーナー・プリンシプルの受入れを表明しました。

また同日に、地共連として、社会経済環境の変化等に対応しつつ、組合員等に対する受託者責任を果たすために不断に運用力強化・体制の充実を検討し、取り組むことについて定めた「運用力強化の取組方針」を策定・公表しました。

これらの内容については、連合会だよりPAL 241 号（2024 年 11 月号）の記事でご紹介したところですが、運用力強化に向けた取組状況について、令和７年４月時点の状況をご紹介します。

1　基本的な運用方針等

①「積立金の管理及び運用に係る原則」を作成・公表し、地共連の基本方針等で定められている原則を整理して示しました。（令和7年3月）

◆地方公務員共済組合連合会の積立金の管理及び運用に係る原則
https://www.chikyoren.or.jp/sikin/gensoku_chikyouren_250331.pdf

②PRI（責任投資原則）への署名を実施しました。（令和6年5月）

◆PRIへの署名について
https://www.chikyoren.or.jp/sikin/R6_PRI.pdf

③非財務的要素を考慮した投資・スチュワードシップ活動

・ESG（環境、社会、ガバナンス）に加え、社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資を推進することについても、個別に検討した上で、必要な取組を実施することとしています。（令和7年4月～）

・「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を策定しました。（令和7年3月）

・ESG・スチュワードシップ推進室を設置しました。（令和7年4月）

◆スチュワードシップ責任を果たすための方針
https://www.chikyoren.or.jp/sikin/StewardshipPolicy.pdf

2　運用の高度化・多様化

①新興運用業者を含めた優良な運用機関の選定

・運用プロダクトの募集の際のエントリー要件において、運用機関の運用資産残高や提案プロダクトの運用年数について設けていた数値基準を撤廃しました。（令和6年9月～）

②オルタナティブ投資の推進

・オルタナティブ資産（不動産、インフラ、プライベートエクイティ等）の投資残高を、令和5年度末時点（3,704億円）から令和11年度末時点には2倍以上とすることを目標に積上げることとしています。（実施中）

3　CIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）設置等の組織体制の充実・強化

CIOを置くとともに、運用部門から独立した運用リスク管理監を置くなど、組織体制を充実・強化しました。（令和7年4月）

4　地共済全体の協力・連携の推進

CIOや運用リスク管理監の下で、地共済全体の運用状況の分析やリスク管理を充実させることとしています。（令和7年4月～）

主要項目 4

スチュワードシップ活動の報告について

[資金運用部企画管理課]

ご紹介

連合会のスチュワードシップ活動状況について主な内容を掲載します。
（詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」で公表されている「令和6年度スチュワードシップ活動の報告」をご覧ください。
https://www.chikyoren.or.jp/sikin/governance/）

1　連合会のスチュワードシップ活動の概要

スチュワードシップ活動とは、機関投資家が、株主議決権の行使やエンゲージメント（投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性をいう。）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」をいう。）等を通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る活動です。

連合会は、公的年金としての社会的責任にも留意しつつ、組合員等のために財産価値を長期的に増大させるという受託者責任を果たすため、スチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいるところです。

連合会では、資金運用について、運用受託機関を通じて企業に投資する形態を取っていることから、スチュワードシップ活動についても、企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関を通じて行うことで、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えています。
そのため、連合会では、運用受託機関に対し、「地方公務員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」（以下「コーポレートガバナンス原則」という。）などの連合会が定める方針に基づきスチュワードシップ活動を行うことを求め、各運用受託機関の取組状況等についてモニタリングをすることで、スチュワードシップ活動の状況把握及び実効性向上に取り組んでいます。

〔スチュワードシップ活動のイメージ図〕

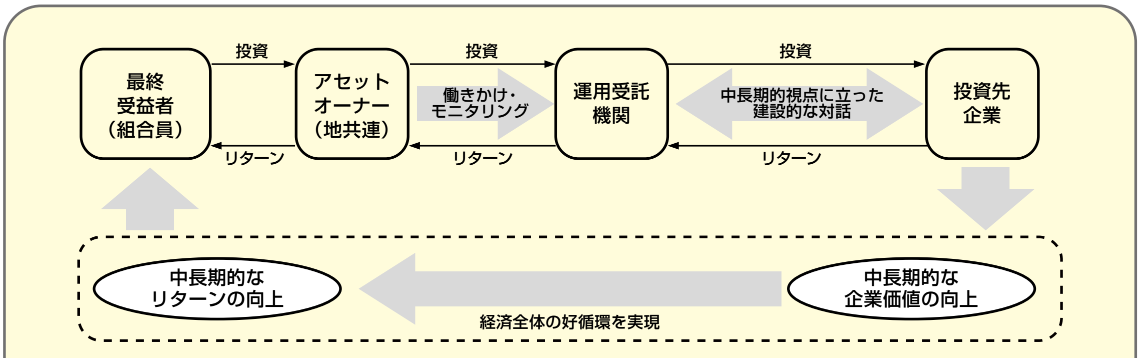

金融庁「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（第1回）」配布資料を基に作成

• スチュワードシップ活動に関する方針の策定

連合会のスチュワードシップ活動に関する方針としては、平成16年4月にコーポレートガバナンス原則及び「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」（以下「ガイドライン（内株）」という。）を、平成28年4月に「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」（以下「ガイドライン（外株）」という。）を制定しています。

また、厚生年金保険給付調整積立金に関する基本方針等（以下「基本方針等」という。）においても、スチュワードシップ責任を果たすための対応を明記しています。

さらに、平成26年5月には、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明し、スチュワードシップ活動に関する考え方を明確に表明しました。

これらの方針については、いずれも連合会のホームページで公表していることに加え、運用受託機関との契約に当たっては、これらの方針を明示し、これらに基づいたスチュワードシップ活動を行うよう求めています。

加えて、連合会のこれまでの考え方や取組を踏まえ、令和7年3月に「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を策定し、公表しています。

• スチュワードシップ活動対象資産の範囲拡大

令和2年3月の日本版スチュワードシップ・コード改訂内容を踏まえ、連合会は令和2年9月にスチュワードシップ・コード受け入れ表明を改正し、「日本の上場株式以外の資産にも適用可能な原則について検討した上で、必要な取組を可能な範囲で実施していく」ことを表明しています。

連合会では、既に、外国株式に係るスチュワードシップ活動について、平成29年度からモニタリングの対象としていましたが、これに加えて、令和5年度から債券に係るスチュワードシップ活動について、モニタリングを開始しています。

• イニシアティブへの参画

連合会は、令和3年6月に「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」への賛同を表明しています。

また、令和6年5月に「PRI （責任投資原則）」の署名機関となりました。

※TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）：G20 財務大臣・中央銀行総裁会合からの要請を受け、FSB（金融安定理事会）によって設立。平成29年6月に投資家の適切な投資判断のために、気候関連のリスクと機会がもたらす財務的影響について情報開示を促す任意の提言を公表。2023年10月に解散し、進捗状況の監視機能をIFRS財団（国際財務報告基準の策定を行う民間の非営利組織）へと移管。

※PRI（Principles for Responsible Investment）：機関投資家等が投資行動等において、ESG（環境、社会、ガバナンス）課題を考慮することを求める国際的な原則。

2 運用受託機関に対するモニタリング

連合会は、毎年度、運用受託機関のスチュワードシップ活動が、連合会の方針に沿ったものであるか確認するため、スチュワードシップ活動に関する報告を受領するとともに、ヒアリングを実施し、運用受託機関の活動状況をモニタリングしています。

モニタリングでは、運用受託機関の実施体制等の形式面のみならず、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解や運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づいた活動がなされているか、具体的な内容や運用受託機関の考え方も確認しており、スチュワードシップ活動の取組の「質」に重点を置いています。

〔令和6年度の取組〕

- **4月：** 令和6年度のスチュワードシップ活動の方向性を書面で説明。連合会がスチュワードシップ活動において重視している事項等を周知。
- **5月：** 希望のあった株式の運用受託機関に対し、連合会が令和5年度に実施した、運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価のフィードバックを実施。
- **7月：** 運用受託機関（国内株式14社、外国株式14社、国内債券11社、外国債券14社）に対し、説明会を実施した上で、スチュワードシップ活動の状況の報告を要請。その際、令和5年度における運用受託機関の報告誤りについて事例を共有のうえ、注意喚起を実施。
- **10～11月：** 株式の運用受託機関に対し、ヒアリングを実施。
- その後、当該報告及びヒアリングを基に、運用受託機関のスチュワードシップ活動に関して評価を実施。

連合会がスチュワードシップ活動において重視している事項

〔エンゲージメント関連〕
① 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施
② エンゲージメント内容の質
③ プロセス（PDCAサイクルなど）の実効性

〔議決権行使関連〕
① 連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守
② 企業の状況に即した議決権行使
③ 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

3　株式の運用受託機関における取組状況

1　日本版スチュワードシップ・コード原則1、2関係

【原則1:スチュワードシップ活動方針の策定及び公表】

【原則2:利益相反管理方針の策定及び公表】

全ての運用受託機関において、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針や管理すべき利益相反についての明確な方針が策定されていること等を確認しました。

➡運用受託機関には、引き続き、利益相反管理に関する方針の公表など、利益相反管理に関する取組を推進することを求めていきます。

2　日本版スチュワードシップ・コード原則3、4関係

【原則3:投資先企業の状況の的確な把握】【原則4:エンゲージメント】

(1) 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施

連合会は、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明において、「運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めていく」としています。

また、「サステナビリティを巡る課題に関するエンゲージメントに当たっては、運用戦略と整合的で、これらの目的に結び付くものとなるよう意識することを求めていく」としています。

全ての運用受託機関において、エンゲージメントの実施方針を定めた上で、投資先企業の状況を把握し、企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを行っていることを確認しました。

また、一部の運用受託機関において、この方針や運用戦略と整合した形で、投資先企業のサステナビリティを巡る課題に関するエンゲージメントについて、これらの目的に結び付くものとなるよう取り組んでいることを確認しました。

➡運用受託機関には、引き続き、企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを実施することを求めていきます。

(2) エンゲージメント内容の質

連合会は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解や運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づいたエンゲージメントを行う等、質の高いエンゲージメントを行うことが、企業価値向上・持続的成長につながると考えています。

【取組事例】
　エンゲージメントを実施する際に、中長期的な観点で独自に算出した企業価値やSDGs スコア(企業がどれだけSDGsに貢献しているのかを定量化したもの)を提示し、企業課題の解決によって、それらにどのような変化があるのか説明することで、対話先企業に納得感を与え、実効性向上に努めている。

➡運用受託機関には、引き続き、企業価値向上につながるエンゲージメントを実施することを求めていきます。

(3) プロセス(PDCAサイクルなど)の実効性

連合会は、エンゲージメントが「目的を持った対話」であることから、エンゲージメントの目的を明確にした進捗管理やその達成状況の効果測定を行う等のプロセスを確立し、実効性を高める必要があると考えています。

【取組事例】
　進捗状況を定量的に把握するためのマイルストーン管理・ステージ管理の導入や、進捗状況を可視化し、エンゲージメント内容を全社的に共有するための独自のプラットフォームの開発、対話先企業からフィードバックを受けるためのアンケートの実施など、実効性のある進捗管理及び効果測定に取り組んでいる。

➡運用受託機関には、引き続き、組織的にエンゲージメント・プロセスの実効性を高めていくことを求めていきます。

(4) エンゲージメント活動実績(国内株式)

連合会が、令和6年6月末時点で株式を保有している企業のうち令和5年7月〜令和6年6月の期間にエンゲージメントを実施した割合は、社数ベースで約42%、時価総額ベースで約92%となりました。

3 日本版スチュワードシップ・コード原則5関係

【原則5:議決権行使】

(1) 連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守等

(ア)連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守

連合会は、コーポレートガバナンス原則、ガイドライン(内株・外株)等の方針に基づき議決権を行使するよう運用受託機関に明示しています。

運用受託機関が議決権行使案を作成するにあたり、社内で行使案を作成している場合、議決権行使助言会社から行使案を受け取っている場合、いずれにおいても、行使案がガイドラインを遵守しているかを事前に検証していることを確認しました。

また、大部分の運用受託機関では、判断が難しい議案について、第三者を含めた委員会による議決権行使案の検証プロセスを置く等、検証の客観性を高める取組を行っています。

➡運用受託機関には、引き続き、ガイドラインを遵守し議決権を行使することを求めていきます。

(イ)議決権行使基準の策定と公表

大部分の運用受託機関において、議決権行使基準を策定した上で公表し、必要に応じて見直しを行っていることを確認しました。また、一部の運用受託機関においては、議決権行使委員会等の会議体を設置し、議決権行使基準の改定に関する議論や議決権行使の妥当性の検証等を行っています。

(2) 企業の状況に即した議決権行使

連合会は、企業の状況に即した適切な行使を行うため、ガイドラインを示した上で、具体的な議決権行使の判断を運用受託機関に委任しています。

全ての運用受託機関において、企業との対話等を踏まえて把握した企業の状況に即した議決権行使を行うためのプロセスが構築されていることを確認したほか、特に一部の運用受託機関においては、ガイドラインと異なる判断を行った事例があり、それらの事例について、ガイドラインの趣旨を十分に理解した上で、企業の状況を踏まえた判断がなされていることを確認しました。

➡運用受託機関には、引き続き、ガイドラインを機械的に当てはめて議決権を行使するのではなく、ガイドラインの趣旨を十分に理解した上で、その企業の状況に即した適切な判断に基づき議決権を行使することを求めていきます。

(3) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

連合会は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、そのために必要な取組を求めていく必要があると考えます。

そのためには、一方的に議決権を行使するだけでなく、議決権行使の前後にエンゲージメントを実施し、課題認識を投資先企業と共有することや、議決権行使に至るまでの考え方を伝達すること等により、よりスチュワードシップ活動の実効性を向上させるよう取り組むべきであると考えます。

全ての運用受託機関において、株主総会前のエンゲージメントや、議決権行使後のフィードバック等、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用していることを確認しました。

> 【取組事例】
> 不祥事事案が確認された企業やサステナビリティ基準に抵触する企業など特定の要件に該当する企業に、株主総会前にエンゲージメントを実施するプロセスを、議決権行使ガイドライン上で明記している。

➡運用受託機関には、引き続き、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用することを求めていきます。

(4) 議決権行使結果(国内株式)

全ての運用受託機関において、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表していることを確認しました。

また、全ての運用受託機関において、投資先企業とのエンゲージメントに資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を公表していることを確認しました。

株主議決権行使状況(厚生年金保険給付調整積立金)　　対象：令和5年7月〜令和6年6月開催の株主総会上程議案

提案者別議案数	賛成	比率	反対	比率	棄権	比率	合計
会社提案に関するもの	35,542	78.9%	9,489	21.1%	0	0.0%	45,031
株主提案に関するもの	247	10.4%	2,126	89.6%	0	0.0%	2,373
合計	35,789	75.5%	11,615	24.5%	0	0.0%	47,404

議案内容別構成比(厚生年金保険給付調整積立金)　対象：令和5年7月〜令和6年6月開催の株主総会上程議案

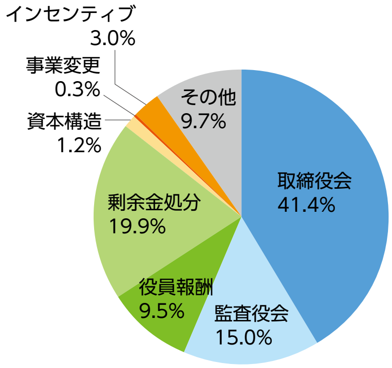

(5) 議決権行使結果(外国株式)

大部分の運用受託機関において、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表していることを確認しました。また、多くの運用受託機関において、投資先企業とのエンゲージメントに資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を公表していることを確認しました。

株主議決権行使状況(厚生年金保険給付調整積立金)　　対象：令和5年7月〜令和6年6月開催の株主総会上程議案

提案者別議案数	賛成	比率	反対	比率	棄権	比率	合計
会社提案に関するもの	72,104	85.9%	11,789	14.0%	37	0.0%	83,930
株主提案に関するもの	3,319	53.2%	2,913	46.7%	5	0.1%	6,237
合計	75,423	83.6%	14,702	16.3%	42	0.0%	90,167

※議決権行使に係る運用上の制約および追加的な費用負担の観点から、17の国と地域(アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港、チェコ、インドネシア、メキシコ、フィリピン、南アフリカ、台湾、タイ、パキスタン、中国A株)を議決権行使対象としている。

議案内容別構成比(厚生年金保険給付調整積立金)　対象：令和5年7月〜令和6年6月開催の株主総会上程議案

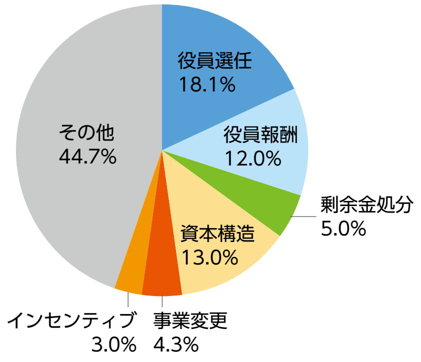

4　日本版スチュワードシップ・コード原則6関係

【原則6:スチュワードシップ活動に関する報告】

全ての運用受託機関は、連合会に対し、定期的に自社のスチュワードシップ活動に関する報告を行っています。また、大部分の運用受託機関は、自社のスチュワードシップ活動の状況について、ホームページ等で定期的に公表しています。

主要項目4

5　日本版スチュワードシップ・コード原則7関係

【原則7:スチュワードシップ活動を適切に行うための実力の具備】

全ての運用受託機関において、企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行う実力を備えるために、スチュワードシップ活動を統括する会議体やスチュワードシップ活動推進部署を設置するなど、体制を整備していることを確認しました。

【取組事例】
運用サイドのリサーチチームとスチュワードシップ活動チームを統合し、より実効性のあるエンゲージメント及びリサーチに取り組んでいる。

6　近年の注目テーマに対する取組

令和6年度のモニタリングでは、注目テーマとして①取締役会の実効性、②資本政策、③人的資本、④気候変動、⑤自然資本について、運用受託機関の考え方や取組状況を確認しました。

(1)取締役会の実効性

連合会では、平成16年に「地方公務員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」を定めるなど、以前からガバナンス向上に注力してきました。

組合員等の利益のため、長期的に価値が増大すると見込まれる企業に投資し、その企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを求めていくことが重要であり、そうした経営が行われるよう規律付けるための仕組みとして取締役会が適切に機能することが必要であると考えています。

令和6年度は、国内株式の運用受託機関に対して、取締役会の実行性に関する取組について、ヒアリングを行いました。

①取締役会の構成

取締役会が独立した立場から経営陣を監督するモニタリング・ボードとしての役割を果たすため、社外取締役が取締役会の過半数を占めることが望ましいと考えている運用受託機関が多い一方、日本企業はマネジメント・ボード型の取締役会が多いこと、社外取締役の成り手が不足していることなどの実態を踏まえ、性急に社外取締役を過半数とすることを議決権行使基準において求めることは避けるべきとの意見が目立ちました。

②社外取締役の評価

取締役会に占める割合という形式面だけでなく、個々の社外取締役の具体的な発言や行動に対する評価などの実質面も含めて、取締役会の実効性について精査する段階に移ってきているとの認識を持つ運用受託機関が多く見られました。各運用受託機関では、形式面、実質面から様々な手法で社外取締役の実効性を精査しています。

社外取締役の評価に関する運用機関の取組事例	
形式的	○独立社外取締役の比率が1／3以上であるかを確認する
	○独立性が担保されているかを確認する
	○取締役会への出席率、他社との兼務数を確認する
実質的	○統合報告書等における社外取締役のインタビュー、対話記事等を確認する
	○「社外取締役と投資家の対話に関するアンケート」を実施し、対話の意識を確認する
	○社外取締役を含め、企業の課題を指摘するレターを送付する
	○社外取締役が出席する説明会やミーティングに参加し、発言を聞く・質問する
	○M&Aなどの重要度の高いテーマに関するコメントを確認する
	○エンゲージメントのエスカレーションの一つとして、社外取締役に課題認識を伝える
	○社外取締役に直接対話し、課題認識、社内経営陣に対する評価等について議論を行う

(2)資本政策

令和5年3月に東京証券取引所がプライム市場・スタンダード市場の全上場会社を対象に、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を要請（※）したことを背景に、企業の資本政策に注目が集まっています。

連合会では、国内株式の運用受託機関に対して、スチュワードシップ活動における資本政策に関する取組について、ヒアリングを行いました。

大部分の運用受託機関において、引き続き、PBR1倍割れ企業に対しては、株主配当や自社株買い等を求めるといった対応に加え、活動の軸足としては、中長期的な企業価値向上と持続的成長に向けて、投資先企業が適切なリスク管理の下で資本を有効活用し、事業ポートフォリオを構築することによって、資本コストを上回る価値を創造するよう促す取組に移ってきていることを確認しました。

※東京証券取引所は、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」を公表し、上場企業に対して、単に損益計算書上の売上や利益水準を意識するだけでなく、資本コストや資本収益性を意識し、経営資源の適切な配分を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現することを要請している。

Column 連合会の株式保有企業におけるPBR改善状況

直近一年間の株式保有企業のPBRの変化を見ると、東京証券取引所の要請を背景に、令和5年6月末から令和6年6月末にかけて0.8～1.4倍の企業が増加し、0.8を下回る低PBR企業が減少しています。（下図①）

このうち、資本政策に係るエンゲージメントを1回以上実施した投資先企業と、実施していない投資先企業で比較したところ、低PBR企業を優先してエンゲージメントを実施した傾向が見られるとともに、それらの企業について、PBRが大きく向上した傾向が見られました。（下図②）

①株式保有企業におけるPBRの分布変化　対象：令和6年6月末時点における株式保有企業

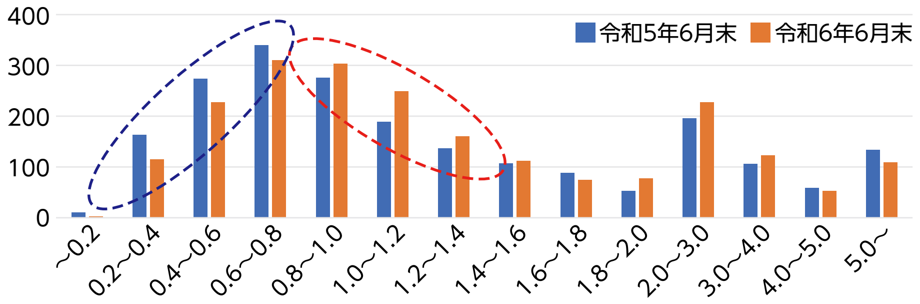

②株式保有企業におけるPBRの中央値変化　対象：令和6年6月末時点における株式保有企業

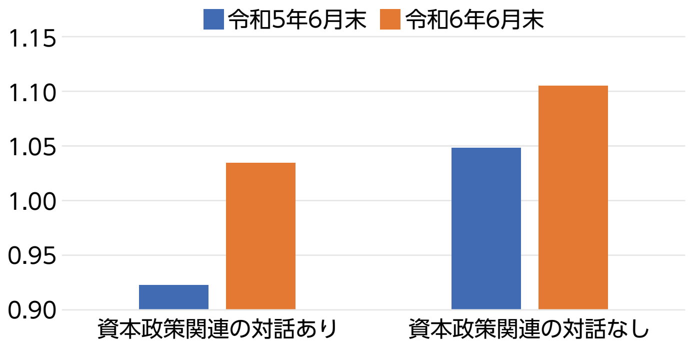

※資本政策関連の対話の有無は令和5年7月～令和6年6月の期間で判定

（出所）図表①②ともに、連合会の委託により野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成

4 債券の運用受託機関における取組状況

概要

令和2年3月の日本版スチュワードシップ・コード改定を受けて、令和5年度から新たに債券の運用を委託している運用受託機関（※）のスチュワードシップ活動について、モニタリング及び評価を開始しました。

令和6年度は、令和5年度に引き続き、債券におけるスチュワードシップ活動の方針・体制やプロセスが整備されているかという観点でモニタリング及び評価を行いました。対象となった全ての運用受託機関において、債券におけるスチュワードシップ活動が行われており、中には、その目的として、企業の価値向上や投資家の利益向上といった株式と共通する目的に加え、信用リスクにつながる事象の理解などの債券投資家ならではの視点を持って取り組んでいる運用受託機関もありました。

※投資対象範囲に社債を含む運用スタイルをとるファンドで、現に社債への投資行動を行っているファンド（25 ファンド）の運用受託機関（23 社）を対象。

主要項目
5
年金払い退職給付制度に係る年金財政状況(令和5年度末)について
[年金業務部　数理課]

ご紹介

当連合会では、年金払い退職給付制度に係る年金財政状況の確認作業として、毎年、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額(積立基準額)と実際の積立金額の比較を行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、令和5年度末の財政検証を実施した結果、

①国共済と地共済を合計した剰余の額(積立金>積立基準額)は約334億円

②国共済が剰余(積立金>積立基準額)、地共済が不足(積立金<積立基準額)の状態であったため、財政調整拠出金(確定値)は国共済から地共済へ約272億円の拠出

になりました。詳細については以下のとおりです。

1　令和 5 年度末の年金財政状況

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、当連合会では、毎年、「財政検証」を実施しています。

令和5年度末の年金財政状況は、以下のとおりです。

将来の給付に向けて積み立てておくべき金額である「積立基準額」は、国共済が7,670億円、地共済が25,087億円、合計で32,757億円となり、実際の「積立金」は、国共済が9,363億円、地共済が23,729億円、合計で33,092億円でした。積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が1,693億円の剰余、地共済が1,358億円の不足、合計で334億円の剰余となりました。

(単位:億円)

区分		国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額	A	32,757	7,670	25,087
積立金（簿価ベース）	B	33,092	9,363	23,729
剰余または不足	C=(B−A)	＋334	＋1,693	△ 1,358

(注)「+」は剰余、「△」は不足の状態を表しています。

2　国共済と地共済との間の財政調整（財政調整拠出金（確定値））

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済との間で財政調整を行うこととなっており、財政状態が剰余(積立金>積立基準額)の共済から不足(積立金<積立基準額)の共済に対し、その不足分の5分の1(ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。)を「財政調整拠出金」として拠出します。財政調整拠出金の額は、拠出する年度中に確定しないため、見込額(概算財政調整拠出金)を拠出し、毎年の財政検証の際、確定額(財政調整拠出金(確定値))を算定します。なお、概算財政調整拠出金を拠出した翌々年度に差額を精算します。

令和5年度末の年金財政状況は、前記1のとおり、国共済が剰余(+1,693億円)、地共済が不足(△1,358億円)ですので、令和5年度の財政調整拠出金(確定値)は、272億円の受け入れ(国共済から地共済への拠出)となります。なお、令和5年度に受け入れた概算財政調整拠出金2億円との差額270億円については、令和7年度に精算します。

主要項目
6

地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について

ご紹介

令和７年度地方財政計画において、地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源が措置されました。これに伴い、総務省は自治行政局公務員部福利課長名で「地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について」（令和７年３月31日付け総行福第104号）を各都道府県総務部長及び関係共済組合理事長あて通知しました。
以下その内容を掲載します。

令和7年度における地方公務員共済組合等に対する地方公共団体の負担金等に係る財源措置については、下記のとおり措置されましたので通知します。

記

1　地方公務員共済組合に対する負担金等

（1）地方公共団体負担金

区　分		都道府県一般職	公　立　学　校		警　察		市町村一般職
			義務教育職	その他教育職	警察官	事務職	
長期	給料	130.6330‰	115.7922‰		142.3868‰		128.9112‰
長期	期末手当等	99.0939‰					
長期	公経済（注1）	41.5‰					
追　加　費　用		17.3‰	25.4‰	17.9‰	17.8‰	15.8‰	13.1‰
短期	給　料	76.94‰	68.62‰		84.61‰		81.33‰
短期	短期＋福祉（注2）	65.12‰	56.13‰		73.35‰		69.58‰
短期	育休介護手当金＋育児休業支援手当金・育児時短勤務手当金	1.20‰	1.54‰		0.88‰		1.13‰
短期	介護納付金	10.62‰	10.95‰		10.38‰		10.49‰
短期	特別財政調整	―	―		―		0.13‰
短期	期末手当等	58.27‰	57.39‰		59.60‰		62.34‰
短期	短期＋福祉（注2）	49.40‰	48.03‰		51.05‰		53.48‰
短期	育休介護手当金＋育児休業支援手当金・育児時短勤務手当金	0.91‰	1.32‰		0.61‰		0.87‰
短期	介護納付金	7.96‰	8.04‰		7.94‰		7.89‰
短期	特別財政調整	―	―		―		0.10‰
特定健康診査及び特定保健指導		227円／人	147円／人		330円／人		194円／人
事　務　費		240円／人	240円／人		240円／人		別表参照（次頁）

（注）上記の給料に係る負担金率及び期末手当等に係る負担金率は、地方財政措置上の率である。また、期末手当等に係る負担金率については標準報酬の月額及び標準期末手当等に係る負担金率と等しくなる。
（注1）基礎年金拠出金等に係る公的負担分である。
（注2）「特定健康診査及び特定保健指導」に係る財源措置額により算定した率を含む。

(2) 地方公共団体補助金（事務費として組合員1人当たり年額）

次のとおり。なお、いずれの金額にも、地方公務員共済組合連合会分担金として組合員1人当たり年額1,500円を含んでいる。

ア　地方職員共済組合　9,570円
イ　公立学校共済組合　8,780円
ウ　警察共済組合　9,590円

2.　地方議会議員共済会に対する負担金

区　分	都道府県議会議員	市議会議員	町村議会議員
事務費	議員1人当たり年額 19,681円	議員1人当たり 11,900円	議員1人当たり 13,731円
給付費	標準報酬月額 $\frac{14.3}{100}$	標準報酬月額 $\frac{26.9}{100}$	標準報酬月額 $\frac{26.9}{100}$

3.　職員厚生費

職員1人当たり年額

都道府県　　7,027円

市町村　　7,027円

4.　その他

(1)生涯福祉施策関連負担金

（ライフプラン相談員の設置経費を含む。）

都道府県　13,325千円　　市町村　883千円

(2)ライフプラン推進計画策定費用

都道府県　1,123千円(注)　市町村　450千円

(注)一般職員のほか警察、教育職員分も含んでいる。

(別表) 事務費負担金の組合員1人当たり単価(令和7年度)

(単位:円)

組合	単価	組合	単価
指定都市	12,510	京都府	13,610
北海道	12,580	大阪府	11,420
青森県	12,900	兵庫県	11,630
岩手県	12,960	奈良県	12,940
宮城県	12,920	和歌山県	13,000
秋田県	12,900	鳥取県	13,810
山形県	12,900	島根県	13,680
福島県	12,720	岡山県	12,810
茨城県	12,710	広島県	13,480
栃木県	12,870	山口県	13,540
群馬県	12,790	徳島県	13,750
埼玉県	11,690	香川県	13,050
千葉県	11,480	愛媛県	12,950
東京都	11,770	高知県	13,100
神奈川県	11,860	福岡県	12,740
新潟県	12,830	佐賀県	13,800
富山県	13,000	長崎県	12,040
石川県	12,940	熊本県	12,780
福井県	13,190	大分県	12,180
山梨県	13,150	宮崎県	13,240
長野県	12,790	鹿児島県	12,760
岐阜県	12,740	沖縄県	12,090
静岡県	11,610	北海道都市	12,880
愛知県	12,730	仙台市	13,250
三重県	12,780	愛知県都市	11,690
滋賀県	12,830		

主要項目 7

令和7年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について

ご紹介

令和7年3年31日及び同年4月1日付け官報において、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件」等の告示が定められたことに伴い、総務省は、自治行政局長名で「告示の制定について」(同日付け総行福第108号)を各都道府県知事等あてに通知しました。

以下、定められた告示の概要を掲載します。

1　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（令和７年総務省告示第 124 号）

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件（昭和 48 年自治省告示第 72 号）の一部が改正され、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和 37 年法律第 153 号。以下「施行法」という。）第 3 条の 5 等の規定により、令和 7 年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体等が負担すべき金額に係る別表第 1 及び別表第 2 に掲げる率は次のとおりとされた。

別表第1　厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{12.3}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{19.5}{1000}$
	その他教職員	$\frac{13.9}{1000}$
警察共済組合		$\frac{10.1}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{10.3}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{9.0}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

別表第2　経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{0.8}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{2.2}{1000}$
	その他教職員	$\frac{1.4}{1000}$
警察共済組合		$\frac{0.9}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{1.2}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{1.1}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

2 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（令和７年総務省告示第 125 号）

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件（平成 28 年総務省告示第 127 号）の一部が改正され、施行法第 93 条第 2 項等の規定により、令和７年度以降の各年度における追加費用として、団体等が負担すべき金額について、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額に係る率は 1,000 分の 7.6 とされ、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額に係る率は 1,000 分の 0.4 とされた。

3 地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（令和７年総務省告示第 126 号）

地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件（平成７年自治省告示第 68 号）の一部が改正され、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 29 条第 3 項の規定により地方公共団体が令和７年度以降の各年度の各月において負担すべき金額に係る率は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合の区分に応じ、当該各号に定める率とされた。

1	地方職員共済組合	1,000 分の 0.91
2	公立学校共済組合	1,000 分の 1.32
3	警察共済組合	1,000 分の 0.61
4	東京都職員共済組合	1,000 分の 1.04
5	指定都市職員共済組合	1,000 分の 0.87
6	市町村職員共済組合	1,000 分の 0.87
7	都市職員共済組合	1,000 分の 0.87

4 地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（令和７年総務省告示第 127 号）

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）附則第 14 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する総務大臣が定める基準を次のように定め、令和７年４月１日から施行することとされた。

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率　　1,000 分の 52.0

5 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（令和７年総務省告示第 138 号）

地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件（平成 27 年総務省告示第 342 号）の一部が改正され、地共済法第 113 条第 4 項第 2 号等の規定により、第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和７年度以後の各月において負担すべき金額に係る率は、1,000 分の 41.5 とされた。

6 地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（令和７年総務省告示第 139 号）

地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件（平成 27 年総務省告示第 343 号）の一部が改正され、地共済法第 113 条第 4 項第 2 号等の規定により、団体の職員等である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和７年度以後の各月において負担すべき金額に係る率は、1,000 分の 41.5 とされた。

主要項目
8

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令等の施行について

ご紹介

「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」（令和7年政令第109号）等が公布されました。

これに伴い、総務省は自治行政局公務員部福利課長名で「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令等の施行について」（令和7年3月31日付け総行福第110号）を各共済組合等あてに通知しました。

以下その内容を掲載します。

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令について

1　特定任期付職員業績手当の廃止に関する事項（第1条関係）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）により、国家公務員及び地方公務員に支給される特定任期付職員業績手当が廃止されたことに伴い、地共済令について所要の規定の整備が行われたこと。

2　脱退一時金等の支給額及び退職一時金の返還額を算定する場合の利率に関する事項（第2条及び第4条関係）

脱退一時金等の支給額及び退職一時金の返還額を算定する場合の利率について、昨年に行われた公的年金の財政検証の内容を踏まえ、右表に掲げる利率とされたこと。

期　間	利　率
令和7年4月から令和8年3月まで	4.3%
令和8年4月から令和9年3月まで	4.0%
令和9年4月から令和16年3月まで	3.8%

3　地方議会議員の年金の額の改定に関する事項（第3条関係）

地方議会議員であった者に係る令和7年4月分以後の月分の地方議会議員年金の額については、以下のとおり他の公的年金と同様に名目手取り賃金変動率等により改定することとされたこと。

(1) 賃金スライドによる年金額算定の基準日は、令和6年6月1日とされたこと。（平成23年改正令附則第2条の2第1項関係）

(2) 物価スライドに用いる改定率は、5.112とされたこと。（平成23年改正令附則第2条の2第2項関係）

4　給料年額改定率の改定に関する事項（第5条関係）

令和7年度における昭和61年3月31日以前に給付事由の生じた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）による年金の裁定替え（旧地共済法による年金に係る昭和61年4月以後の年金額の改定をいう。）におけるいわゆる通年方式による給料比例部分の額の算定基礎となっている給料年額に乗ずることとされる給料年額改定率は、受給権者の生年月日の区分に応じ、右表に掲げる率とされたこと。

受給権者の区分	給料年額改定率
昭和5年4月1日以前に生まれた者	1.297
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までに生まれた者	1.308
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までに生まれた者	1.338
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までに生まれた者	1.344
昭和8年4月2日から昭和10年4月1日までに生まれた者	1.344
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までに生まれた者	1.350
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までに生まれた者	1.360
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までに生まれた者	1.372
昭和13年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた者	1.373
昭和31年4月2日以降に生まれた者	1.378

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令について

5　組合の契約に関する事項

予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令（令和7年政令第93号）により、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）の一部が改正され、指名競争契約の基準額等の引き上げが行われたことを踏まえ、施行規程で定める指名競争契約の基準額等の引き上げを行うこととされたこと。（第29条、第30条及び第31条関係）

6　育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の実施手続に関する事項

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）に基づく育児休業支援手当金（以下「育児休業支援手当金」という。）及び法に基づく育児時短勤務手当金（以下「育児時短勤務手当金」という。）の支給を受けようとする組合員が組合（法第3条第1項に規定する組合をいう。以下同じ。）に提出する請求書について、その記載事項及び添付書類が規定されたこと。（第115条の2の2及び第115条の5関係）

7　公的給付支給等口座情報の提供に関する事項

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第5条第1項第2号に規定する公的給付支給等口座情報の提供に関する厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うこととされたこと。（第120条関係）

8　組合の勘定科目に関する事項

育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給が開始されることに伴い、組合の経理単位において育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金を勘定科目に加えることとされたこと。

また、法第27条第2項に規定する構成組合（以下「構成組合」という。）が行う育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の事業の円滑な実施を図るため、全国市町村職員共済組合連合会が、育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に要する資金を構成組合に交付することとされたことから、育児休業支援手当金交付金及び育児時短勤務手当金交付金等を勘定科目に加えることとされたこと。（別表第1号表の1関係）

地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令について

9　育児休業支援手当金の支給要件に関する事項

育児休業支援手当金の支給に当たり、配偶者が法第70条の2第2項に規定する配偶者育児休業等をすることを要件としない場合として、組合員がする法第70条の2第1項に規定する育児休業等（以下「育児休業等」という。）に係る子が配偶者の子に該当しない場合、配偶者が人事院規則一五－一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第7号における休暇その他これらに相当する休業を取得している場合又は配偶者が日々雇用される者である場合等とされたこと。（第2条の5の7、第2条の5の8及び第2条の5の9関係）

10　育児休業支援手当金の支給制限に関する事項

育児休業支援手当金を支給しない育児休業等に該当する場合として、法第70条の2第1項に規定する育児休業手当金が支給される合計2回以上の育児休業等を取得しない場合及び5回以上の育児休業等であって産前産後休業期間が始まったことなどのやむを得ない理由に該当しない場合とされたこと。（第2条の5の10及び第2条の5の11関係）

11　育児時短勤務手当金が支給される育児時短勤務等に関する事項

育児時短勤務手当金の支給要件となる法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務（以下「育児時短勤務」という。）は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務等とされたこと。

また、育児時短勤務に係る子が2歳に達した場合等には、育児時短勤務手当金を支給しないとされたこと。（第2条の5の12関係）

12　育児時短勤務手当金の額に関する事項

法第70条の5第3項に規定する支給対象月に支払われた報酬の額（以下「支給対象月の報酬の額」という。）が、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額の百分の九十に相当する額以上百分の百未満に相当する額未満である場合における育児時短勤務手当金の額について、支給対象月の報酬の額に乗じる率は（1）から（2）及び（3）の合計額を減じた額を（2）で除して得た率とされたこと。（第2条の5の13関係）

（1）育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額

（2）支給対象月の報酬の額

（3）（1）に百分の一を乗じて得た額に①を②で除して得た率を乗じて得た額

①（1）から（2）を減じた額　②（1）に百分の十を乗じて得た額

13　遺族の特例に関する事項

国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）第2条に規定する国際緊急援助活動に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整又は情報の収集に従事する職員が、公務傷病により死亡した場合には、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母を法第2条第1項第3号に規定する遺族とみなすこととされたこと。（第2条の11関係）

14　地方議会議員年金制度に係る地方公共団体の負担等に関する事項

共済給付金の給付に要する費用は、地方公共団体が負担することとされ、令和7年度の負担金の算定方法及び支払方法については、以下のとおりとされたこと。（平成23年改正省令附則第2条関係）

（1）給付費負担金の算定方法

① 都道府県

令和7年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額の総額に12を乗じて得た金額に14.3／100を乗じて得た金額

② 市区町村

令和7年4月1日における当該地方公共団体の議会の議員の標準報酬月額の総額に12を乗じて得た金額に26.9／100を乗じて得た金額

（2）給付費負担金の支払方法

第1回目	給付費負担金の10分の5に相当する金額	令和7年5月
第2回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	令和7年8月
第3回目	給付費負担金の10分の2に相当する金額	令和7年11月
第4回目	給付費負担金から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和8年2月

※支払日の期限は各月の20日とする。

その他の事項について

15　その他

追加費用対象期間を有する者に係る年金額について、令和7年度における控除調整下限額は、平成27年経過令第54条及び第122条の規定により昭和13年4月1日以前に生まれた者については2,487,000円とされ、同月2日以後に生まれた者については2,482,100円とされたこと。

○施行期日等

令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行することとされたこと。

ただし、第7に関する事項については、令和7年6月1日から施行することとされたこと。

また、施行日前に育児休業等を開始した組合員であって、施行日において現に当該育児休業等をしているものについては、施行日を当該組合員が育児休業等を開始した日とみなして、第6に関する事項、第9に関する事項及び第10に関する事項を適用することとされたこと。

さらに、施行日前に育児時短勤務を開始した組合員であって、施行日において現に当該育児時短勤務をしているものについては、施行日を当該組合員が育児時短勤務を開始した日とみなして、第6に関する事項、第11に関する事項及び第12に関する事項を適用することとされたこと。

年金制度等の日誌

■ 年金制度等に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
R7.3.24	積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針の一部を改正する件（総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省告示第1号）
R7.3.28	国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第106号）
R7.3.28	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第109号）
R7.3.31	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務省・文部科学省令第2号）
R7.3.31	地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（総務省令第24号）
R7.3.31	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（総務省告示第124号）
R7.3.31	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（総務省告示第125号）
R7.3.31	地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（総務省告示第126号）
R7.3.31	地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件（総務省告示第127号）
R7.4.1	地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（総務省告示第138号）
R7.4.1	地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件（総務省告示第139号）

■ 公的年金制度に関連した会議等の開催状況

年月日	事項
R7.3.27	社会保障審議会年金数理部会（第104回）

業務等の状況

■ 会議開催状況

3月17日 **第146回** **役員会**	場所　地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容　令和7年度事業計画及び予算（案）について
3月21日 **第148回** **運営審議会**	場所　地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容　令和7年度事業計画及び予算（案）について

■ 会議開催予定

6月19日 **第147回** **役員会**	場所　地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容　令和6年度決算（案）について
6月20日 **第149回** **運営審議会**	場所　地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容　令和6年度決算（案）について

組織改編

地方公務員共済組合連合会は、運用力の強化に向けた組織体制の充実・強化のため、令和7年4月1日より、組織改編を行いました。主な内容は次のとおりです。

① 資金運用部に投資統括部長（CIO）を設置
② 資金運用部企画管理課にESG・スチュワードシップ推進室を設置
③ 運用部門から独立した運用リスク管理監を設置

宿泊施設の紹介

公立学校共済組合
福島支部

公立学校共済組合福島支部

飯坂保養所あづま荘

福島県福島市の飯坂温泉にある宿泊施設です。
地元の新鮮な食材を使用した料理が魅力で四季折々の味覚を堪能できます。
また、自然に囲まれた静かな環境で、あづま荘の庭園は四季を感じられ、心身のリフレッシュができる保養所です。皆様のご来荘を心よりお待ちしております。

お得なプランをご準備しております。詳しくはホームページ、公式ラインまたはお電話でお問い合わせください。

ご予約・お問合せ

〒960-0201 福島県福島市飯坂町字中ノ内1-1
☎ 024-542-3381 FAX 024-542-8770
http://www.f-adumasou.jp/

交通のご案内

電　車：飯坂温泉駅から徒歩約15分
自動車：東北自動車道「飯坂IC」車で約10分

PAL ひろば No.202 共済南北

公立学校共済組合
福島支部

福島のおすすめ観光スポット

令和8年4月～6月のふくしまデスティネーションキャンペーンに向け、
令和7年6月30日(月)まで観光キャンペーン「プレデスティネーションキャンペーン」を開催中!
ぜひ、この機会に『しあわせの風ふくしま』にお越しください。

飯坂温泉共同浴場

飯坂温泉は日本三大古湯の一つともいわれ、松尾芭蕉も訪れた歴史ある温泉地で、熱めの湯が特徴です。地元住民と観光客に親しまれる共同浴場は全部で8か所あり、それぞれに異なる趣があります。

道の駅ふくしま

東北中央自動車道「福島大笹生IC」に隣接し、吾妻連峰を見渡すことができる道の駅です。桃など季節のフルーツをはじめ、ここでしか味わえない地元グルメやお土産品がそろっています。(あづま荘から車で約10分)

花ももの里

飯坂温泉エリアにある花の名所で、約300本ものハナモモが植えられた美しい場所です。桜よりも少し遅れて見頃を迎えるため、長く春の花を楽しむことができます。

フルーツライン

福島市西部の福島県道5号線の愛称で、この区間には果物畑が広がり、観光果樹園が数多く並びます。6月中旬のさくらんぼから始まり、夏は桃、秋は梨、ぶどう、冬のりんごまで約半年に渡ってくだものの旬が続きます。

旧堀切邸

飯坂温泉にある歴史的建造物です。足湯や手湯が整備されているほか、季節ごとの企画展や体験イベントが開催され、歴史や文化に触れることができます。

飯坂路地裏レトロさんぽ(飯坂温泉観光協会)

木造建築のノスタルジックな佇まいと、地元ガイドから聞く飯坂温泉の歴史を楽しむ特別企画です。

- 毎月第2土曜日13:30開始
- 参加費1,000円(ガイド料)
- 定員10名

web予約は
こちらから

福島県立美術館・ゴッホ展

福島県立美術館には絵画、版画、彫刻、工芸など1,800点以上の美術品があります。今年度は、大規模で魅力的な企画展を開催して、皆様の御来館をお待ちしています。

- 金曜ロードショーとジブリ展(7月19日～9月28日)
- 生誕140年 竹久夢二のすべて(10月18日～12月14日)
- 大ゴッホ展
  第1期 夜のカフェテラス(令和8年2月21日～5月10日)
  第2期 アルルの跳ね橋(令和9年6月19日～9月26日)

地方公務員共済組合連合会
Pension Fund Association for Local Government Officials
https://www.chikyoren.or.jp/

地方職員共済組合　https://www.chikyosai.or.jp/
公立学校共済組合　https://www.kouritu.or.jp/
警察共済組合　https://www.keikyo.jp/
東京都職員共済組合　https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/
全国市町村職員共済組合連合会　https://ssl.shichousonren.or.jp/
指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

連合会だより・第244号
令和7年5月発行
編集・発行　地方公務員共済組合連合会 総務部 企画課
〒100-0011　東京都千代田区内幸町2-1-1
TEL 03(6807)3677(代)

表紙の写真:浄土平の星空(福島県福島市)
福島市の西部、山岳道路・磐梯吾妻スカイラインの中間地点に位置する浄土平は、標高約1,600メートルの高地に広がる絶景スポット。
その最大の魅力のひとつが、澄んだ空気のもとで楽しむ満天の星空です。
市街地の光が届かないため、肉眼でも無数の星が輝き、天の川がはっきりと見えるほど。夏はさそり座やこと座、冬はオリオン座やふたご座など、季節ごとの星座を存分に楽しめます。
また、浄土平天文台では天体観測会も開催され、大型望遠鏡で惑星や星雲を観察することも可能。星空に包まれる贅沢な時間を、ぜひ体験してみてください。